

0 共通事項

➤ 提出方法について

- 届出書・指定更新申請書の提出方法は、原則としてメールまたは郵送による提出とします。
- ただし、持参を希望する事業所については持参による提出も可能です。

➤ 押印等について

- 届出書・指定更新申請書への法人代表者印の押印は省略可能です。
- 運営規程等への原本証明も不要です。

1 変更届

- 指定を受けた内容に変更がある場合には、**変更日から 10 日以内**に「**変更届出書**」を提出する必要があります。
- 変更届出書の様式及び添付書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続きをお願いいたします。
- **下記のような提出様式の誤りが散見されますので、よく様式をご確認いただいた上で提出してください。**

【誤りの例・その 1】

「地域密着型通所介護」と「第 1 号通所事業」の様式を誤っている

☞サービス種別によって様式が異なりますので、ご注意ください。

- 地域密着型通所介護（地域密着型サービス） → 第 2 号様式
- 第 1 号通所事業（総合事業） → 第 4 号様式

【誤りの例・その 2】

旧様式により提出している

☞現行の変更届出書は **Excel (エクセル) 様式** です。Word (ワード) 様式は旧様式であり現在使用しておりませんので、ご注意ください。

ホームページ掲載場所

◇ 地域密着型サービス

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/todokede.html>

◇ 居宅介護支援

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/jigyoshoshite.html>

◇ 総合事業（第 1 号訪問事業・第 1 号通所事業）

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/sogojigyoshite.html>

2 体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）

- 新たに加算等を算定しようとする場合には、**事前に「体制届」**を提出してください。
- 届出時期によって算定開始時期が異なりますので、ご注意ください。

◇ 訪問・通所・多機能系サービス

毎月 15 日までに届出 → **翌月から**算定開始

毎月 16 日以降に届出 → **翌々月から**算定開始

◇ 居住・施設系サービス

届出が受理された月の**翌月から**算定開始

（届出が受理された日が月の初日である場合はその月から算定開始）

- 体制届、体制等状況一覧表及び添付書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続きをお願いいたします。

ホームページ掲載場所

- ◇ 地域密着型サービス

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/kaigohousyuu.html>

- ◇ 居宅介護支援

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/kyotakukasan.html>

- ◇ 総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/sogokasan.html>

3 廃止届・休止届・再開届

- 事業を廃止・休止・再開する場合には、**廃止日（休止日・再開日）の1月前まで**に「**廃止届出書（休止届出書・再開届出書）**」を提出してください。

ホームページ掲載場所

- ◇ 地域密着型サービス

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/todokede.html>

- ◇ 居宅介護支援

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/jigyoshoshite.html>

- ◇ 総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kenko/fukushi/koresha/sogojigyoshite.html>

4 指定更新申請

- 指定介護保険サービス事業者の指定有効期間は6年間です。
- 事業を継続する場合には、6年ごとに指定更新手続を行う必要がありますので、**指定有効期間満了日の1か月前までに「指定更新申請書」**を提出してください。
なお、更新対象の事業所へは、指定有効期間が満了するおよそ2か月前に市からメール及び電話によりお知らせしております。
- サービス種別ごとの指定更新申請書類については、市ホームページに掲載しておりますので、内容を確認いただき手続をお願いいたします。

ホームページ掲載場所

- ◇ 地域密着型サービス
<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/siteikousin.html>
- ◇ 居宅介護支援
<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/kyotakukousin.html>
- ◇ 総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）
<https://www.city.kanoya.lg.jp/kyukan/sougou-sitei.html>